第二十条の十九中「第四十六条の四第一項」を「第四十六条の三第一項」に改める。

第二十一条の十八の見出し中「の適用対象期間」を削り、同条第一項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第一項」に改め、同項各号中「営んでいた」を「行つていた」に改める。

第二十一条の十九第二項第九号イ中「ロにおいて同じ。）の」の下に「当該マンション建替事業に係る施行再建マンション（同号に規定する施行再建マンションをいう。ロにおいて同じ。）が施行令第三十八条の四第十九項に規定する基準に適合することにつき都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。ロにおいて同じ。）の証明を受けた旨及び」を加え、同号ロ中「施行者の」の下に「当該マンション建替事業に係る」を加え、「及び同号に規定する」を「及び当該マンション建替事業に係る施行再建マンションが同項に規定する基準に適合し、かつ、当該」に改め、「当該施行マンションがマンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二十八条に規定する指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の長」を削る。

第二十二条の四第一項第二号中「都道府県知事」を「都市計画法第五十五条第一項に規定する都道府県知事等」に、「都市計画法第五十五条第一項本文」を「同項本文」に改める。

第二十二条の五第一項第三号中「及びニ」を「及びハ」に改め、同項第四号中「及びニ」を「及びハ」に、「第三十九条の五第七項」を「第三十九条の五第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号ロ中「第十六項」を「第十五項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「第三十九条の五第十九項」を「第三十九条の五第十七項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第三十九条の五第二十二項第一号イ」を「第三十九条の五第二十項第一号イ」に、「第十九項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「第三十九条の五第二十二項第二号」を「第三十九条の五第二十項第二号」に、「第十九項第二号」を「第十八項第二号」に、「第三十九条の五第二十一項第一号イ(2)」を「第三十九条の五第十九項第一号イ(2)」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「第三十九条の五第二十二項第三号」を「第三十九条の五第二十項第三号」に、「第十九項第三号」を「第十八項第三号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十八号の二を同項第十八号とし、同項第十九号中「第二十項」を「第十九項」に改め、同項第二十三号中「第三十九条の五第二十七項」を「第三十九条の五第二十五項」に改め、同項第二十四号イ中「都道府県知事」を「建築許可権者、都府県知事又は都道府県知事等」に改め、同号ロ中「第三十九条の五第二十八項」を「第三十九条の五第二十六項」に、「第三十九条の五第二十九項」を「第三十九条の五第二十七項」に改め、同項第二十五号中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項第二十六号中「第三十九条の五第三十二項」を「第三十九条の五第三十項」に改め、同項第二十七号ロ中「第三十九条の五第三十三項各号」を「第三十九条の五第三十一項各号」に改め、同項第二十九号中「第三十九条の五第三十四項」を「第三十九条の五第三十二項」に改め、同条第二項中「及びニ又は同号ロ及びニ」を「又はロのいずれか及びハ」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第三十九条の五第九項第三号」を「第三十九条の五第八項第三号」に、「第六十五条の四第一項第三号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十九条の五第十項」を「第三十九条の五第九項」に、「第六十五条の四第一項第三号ニ」を「第六十五条の四第一項第三号ハ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十九条の五第十三項第三号」を「第三十九条の五第十一項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十九条の五第十四項第三号」を「第三十九条の五第十二項第三号」に、「第三十九条の五第二十一項第一号イ(2)」を「第三十九条の五第十九項第一号イ(2)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三十九条の五第十九項第一号イ(2)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三十九条の五第二十項第一号イ(3)」を「第三十九条の五第十九項第一号イ(3)」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第三十九条の五第二十一項第一号イ(5)」を「第三十九条の五第十九項第一号イ(5)」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第三十九条の五第二十一項第一号ロ(2)」を「第三十九条の五第十九項第一号ロ(2)」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第三十九条の五第二十一項第一号ロ(3)」を「第三十九条の五第十九項第一号ロ(3)」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第三十九条の五第二十一項第一号ロ(5)」を「第三十九条の五第十九項第一号ロ(5)」に、「第十項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第三十九条の五第二十一項第二号ロ」を「第三十九条の五第十九項第二号ロ」に改め、同項第一号中「第十六項」を「第十五項」に、「第三十九条の五第二十二項第二号イ(2)」を「第三十九条の五第二十項第二号イ(2)」に改め、同項第三号中「第十六項第三号」を「第十五項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第三十九条の五第二十一項第二号ロ」を「第三十九条の五第十九項第二号ロ」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第三十九条の五第二十一項第二号ニ」を「第三十九条の五第十九項第二号ニ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第三十九条の五第二十一項第三号ロ」を「第三十九条の五第十九項第三号ロ」に改め、同項第一号中「第三十九条の五第二十二項第三号イ(2)」を「第三十九条の五第二十項第三号イ(2)」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第三十九条の五第二十一項第三号ハ」を「第三十九条の五第十九項第三号ハ」に改め、同項第一号イ中「第三十九条の五第二十一項第三号ロ」を「第三十九条の五第十九項第三号ロ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第三十九条の五第二十一項第一号」を「第三十九条の五第十九項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の五第二十一項第二号」を「第三十九条の五第十九項第二号」に改め、同項第三号中「第三十九条の五第二十一項第三号」を「第三十九条の五第十九項第三号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第三十九条の五第二十六項」を「第三十九条の五第二十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第三十九条の五第三十項各号」を「第三十九条の五第二十八項各号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第三十九条の五第三十項第五号」を「第三十九条の五第二十八項第五号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とする。

第二十二条の六第四項第七号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「同条第四項第二号ロ」を「同条第五項第二号ロ」に、「第十三条第二項第三号ハ」を「第十三条第二項第二号」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林法第十九条」を「同法第十九条」に、「受けた旨」を「受けた」に改める。

第二十二条の七第十二項を同条第十三項とし、同条第六項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第八号に掲げる資産」を「、第八号又は第九号の下欄に掲げる資産（同欄に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）」に改め、同項第四号中「土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）」を「土地等」に改め、同項第五号ホ中「市町村長」を「農業委員会」に改め、同項に次の一号を加える。

八　表の第九号の下欄に掲げる資産　同欄に規定するやむを得ない事情を明らかにする施行令第三十九条の七第八項に規定する財務省令で定める書類